

小・中学校 警報等の発表時における安全確保について

(令和6年4月版)

朝日町教育委員会

警報等発表時における学校の対応は、下記を基準とします。学校における対応についてはこの基準を踏まえ、児童生徒の安全確保を最優先としたものとします。

その際、各学校で、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道や災害対策本部等から出される情報を収集するとともに、校区及びその周辺の状況、通学路の安全について点検し、近隣の学校等の状況も把握しながら対応を決定します。

なお、ここで言う警報等とは、「暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、津波警報、大津波警報、大雨警報、洪水警報、高潮警報、緊急地震速報、土砂災害警戒情報等、気象に関する特別警報を含む警報等」です。

1 暴風警報、暴風雪警報、大雪警報に対する対応

| | |
|-------------------------|---|
| 警報が発表され、7：00までに解除された場合 | 通常通り登校（注1） 【大雪警報の場合】 積雪の状況を判断し、必要な措置をとる（注2） |
| 警報が発表され、7：00までに解除されない場合 | 臨時休校 |
| 登校後に警報が発表された場合 | 学校は状況を判断し、必要な措置をとる。（注3） |

（注1）登校の際の留意点について

通学路を確認し、必要に応じ登校指導を実施するなど、児童生徒が安全に登校できるように努めます。ただし、解除後も災害が著しい等、登校に危険が予想される場合は、教育委員会と協議し、臨時休校、または登校時刻を遅らせるなどの措置をとります。

※ 地区により状況が異なることもあるため、保護者の判断により、登校を見合わせることも可とする。その場合は、必ず学校に連絡をしてもらいます。

（注2）大雪警報発表時の対応

暴風警報等と異なり、大雪の場合は警報が解除された後も、積雪の状況により登校が困難になることも想定されるため、教育委員会と協議し、臨時休校等の措置を検討します。

(注3) 学校が状況を判断し、必要な措置をとる際の留意点について

① 通学路の安全が確認できた場合

速やかに下校させます。その際、教員は各ポイントで下校状況を把握します。特に、小学校低学年児童や支援を必要とする児童生徒については、教職員が引率するなどの配慮をします。

なお、平素よりこのような場合を想定し、危険箇所をリストアップし、保護者や地域の協力者との連携も含め、対応を協議しておきます。

② 通学路の安全が確保できない場合

学校に待機させ、保護者または責任の持てる方（以下、保護者等）の出迎えを待って、引き渡しをします。保護者等への引き渡しを行う場合に備え、平素より出迎え体制を確立し、不測の事態に備えるためにも、複数の連絡方法を明らかにしておきます。

◆ 警報発表が予想される場合は、教育委員会と協議し、発表前でも速やかに帰宅させることも検討します。（状況によっては、警報の発表が予想される前日に、教育委員会から翌日の臨時休校等の措置を学校に連絡する場合があります。）

2 特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪、高潮）、大津波警報、震度5強以上の地震発生に対する対応

| | |
|----------------|---|
| 前日中に解除されなかった場合 | <p>臨時休校</p> <p>○ 登校はせず、町災害対策本部など、公的機関の指示に従い、身の安全の確保に努める。（ただちに命を守る行動をとる）</p> <p>【具体的には】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 周囲の状況に注意して速やかに避難場所へ・ 外出が危険な場合は家の中の安全な場所へ（津波・高潮・洪水・土砂災害以外） |
| 登校後に発表された場合 | <p>学校待機</p> <p>○ 児童生徒の身の安全を確保するとともに、避難場所への速やかな誘導や校内の安全な場所への移動など、必要な措置をとる。（ただちに命を守る行動をとる）（注4）</p> <p>* 保護者等と緊密な連絡をとる等適切に対応し、安全確保のうえ出迎えの保護者等に引き渡す。</p> |

※ 特別警報解除後（翌日以降）は、周囲の状況に注意して登下校を行いますが、状況に応じて、教育委員会と協議し、臨時休校等の措置を検討します。

(注4)

【震度5強以上の地震発生の場合】

- ただちに身の安全の確保に努め、学校待機をとり保護します。その後、町災害対策本部など公的機関の指示、又は公的機関の情報等をもとに、教育委員会と協議し対応を決定します。下校させる際は、保護者等への引き渡しを含め、その安全性に十分な配慮をします。(注3)

※ 特別警報の創設による地震動警報体系

気象庁では、「緊急地震速報を発表する条件」は、「最大震度が5弱以上と予想された場合」となっており、そのうち、特別警報に位置づけられる緊急地震速報は「震度6弱以上」となっています。

上記対応は震度5強以上について該当するものとしますが、それ以外でも緊急地震速報の場合は十分に情報を収集し、周囲の状況に即応して上記に準じた適切な措置をとることとします。

【津波(大津波)警報の場合】

<小学校>

- ① 避難場所までの経路の安全を確認した後、速やかに避難します。
- ② 避難場所への避難が安全にできない、又は間に合わない場合は、児童を安全性の高い場所（校舎の3階以上）に移動させ、安全を確保します。

<小・中学校>

- ③ 警報発令中は、避難場所等で待機させ、保護します。
警報解除後については、町災害対策本部など公的機関の指示、又は公的機関の情報等をもとに、教育委員会と協議し対応を決定します。下校させる際は、保護者等への引き渡しを含め、その安全性に十分な配慮をします。(注3)

【登校後に発表された津波(大津波)警報が、注意報に変更された場合】

- ① 教育委員会が、町災害対策本部と現状についての確認を行います。それらの情報及び対策を、各学校に連絡します。
- ② 下校時刻になり、児童生徒を下校させる際は、「1 暴風警報、暴風雪警報、大雪警報に対する対応」の場合に準じます。

3 大雨や洪水などの気象に関する警報、大雪注意報、竜巻注意情報、雷注意報等の対応(「1」「2」以外)

それぞれの学校や周辺地域の状況を的確に把握し、校長の裁量により上記に準拠して児童生徒の安全確保のため必要な措置をとるものとします。この場合にも必ず教育委員会との連絡、調整に努めます。

また、大雪注意報発表時において、積雪により登校が困難な場合は、「大雪警報に対す

る対応」に準じ、臨時休校等の措置をとります。

洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にある学校については、学校防災計画及び朝日町地域防災計画等に基づき、児童生徒の安全確保のため必要な措置をとるものとします。

各種注意報等についても、校長は十分に情報を収集し、周囲の状況に即応して、教育委員会と協議のうえ、登下校に関して最善かつ適切な措置をとります。

※ その他、対応が必要な情報等

光化学スモッグ発令情報 微小粒子状物質（PM2.5）注意喚起情報

«参考»三重県大気環境情報（メール配信サービスあり）

<https://taiki-kanshi.eco.pref.mie.lg.jp>

4 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の対応

南海トラフ地震臨時情報の発表に関しては、南海トラフ付近で地震が発生した場合や、プレート境界で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した場合に国が調査を開始し、気象庁が臨時情報を発表します。

その後、国の「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の結果により、臨時情報の種別として「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」が発表となります。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応は、次のとおりとなります。

| 南海トラフ地震 臨時情報の種類 | 臨時情報の種類 | 学校の対応 |
|--------------------|---|--|
| 調査中 | 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が大規模な地震と関連するか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。 | 学校活動を継続しながら情報収集などの対応準備 |
| 巨大地震警戒 | 南海トラフの東側（または西側）の領域で大規模地震（M8クラス）が発生した場合に相当すると評価した場合。 | 1週間程度の臨時休校 (週休日・休日を含む) ※登校後に発表された場合は、児童生徒を安全に下校させる。安全に下校させることができない場合は、町災害対策本部など公的機関の指示、又は公的機関の情報等をもとに、教育委員会と協議し対応を決定します。 |
| 巨大地震注意 | 南海トラフ沿いで大規模地震に比べて一回り小さい地震の発生を想定した場合や、プレート境界面でのすべりやこれまで観測されたことがないような大きなゆっくりすべりが見られた場合に相当すると評価した場合。 | 注意対応をとりながら、学校活動を継続 |

5 伊勢湾・三河湾に津波警報等が発表された場合の対応

教育委員会が、町災害対策本部と現状についての確認を行います。それらの情報及び対策を、各学校に連絡しますので、それらを参考に児童生徒の安全を確保します。

《参考》気象庁 特別警報

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/index.html>

6 弾道ミサイルが飛来する場合の対応

【三重県にJアラート等を通じて緊急情報発信があった場合の対応】

- ① 登校前に緊急情報が発信された場合は、自宅待機とします。事前に、保護者等へ緊急情報発信があった場合に「自宅待機」の措置をとることの周知徹底を図っておきます。
また、授業の実施等については、安全の確保ができたと判断されたのち、町から各学校に連絡します。学校は、登校時の安全確保に努め、授業実施に向けた対応を速やかに行います。
- ② 在校中に「Jアラート」による発信があった場合は、児童生徒に迅速な避難行動を指示します。

【弾道ミサイルが着弾した場合の対応】

周辺地域の被害状況の把握とともに、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道や町災害対策本部（防災保全課）等から出される情報の収集に努めます。その後、予測される状況に応じて児童生徒の安全確保のための必要な措置をとるものとします。児童生徒を下校させる場合には、必要に応じて保護者へ児童生徒等の引き渡しを行います。

- ① 町内及び近隣市町に着弾した場合は、「臨時休校」の措置をとります。
- ② 在校中に学校の近くに着弾した場合には、速やかに児童生徒の安否を確認するとともに、必要に応じて保護者への安否情報の伝達等を行います。また、学校施設の被害状況を確認します。

《参考》国民保護ポータルサイト

<http://www.kokuminhogo.go.jp>